

第五表 度量衡器及計量器ノ公差

(一) 度量器ノ公差

〇・〇五級度	二・五ミリグラム	十級度	五〇〇ミリグラム
〇・一級度	五ミリグラム	二十級度	一グラム
〇・二級度	一〇ミリグラム	五十級度	二・五グラム
〇・二五級度	一二・五ミリグラム	百級度	五グラム
〇・五級度	二五ミリグラム	二百級度	一〇グラム
一級度	五〇ミリグラム		

(五) 乳脂計

(二) 秤

全量ノ公差

全長二十メートル以上ノ 度量器	全長ノ公差	全長ノ公差ノ二分ノ一
全長二十メートル未満ノ 度量器	全長ノ二分ノ一未滿	全長ノ二分ノ一以上

分長ノ公差

全長ノ二分ノ一未滿	全長ノ二分ノ一以上
-----------	-----------

種別

全長ノ二分ノ一未滿	全長ノ二分ノ一以上
-----------	-----------

(二) 量器ノ公差

全量ノ公差

全長二十メートル以上ノ 度量器	全長ノ四分ノ一未滿	全長ノ四分ノ一未滿
	全長ノ二分ノ一未滿	全長ノ二分ノ一未滿
	全長ノ四分ノ三未滿	全長ノ四分ノ三未滿
	全長ノ四分ノ三以上	全長ノ四分ノ三以上

(一) 秤

全量ノ公差

全長ノ四分ノ一未滿	全長ノ二分ノ一未滿
-----------	-----------

分長ノ公差

全長ノ二分ノ一未滿	全長ノ二分ノ一以上
-----------	-----------

(三) 化学用度量器

全量ノ公差

全長ノ二分ノ一未滿	全長ノ二分ノ一以上
-----------	-----------

分長ノ公差

全長ノ二分ノ一未滿	全長ノ二分ノ一以上
-----------	-----------

種別

全長ノ二分ノ一未滿	全長ノ二分ノ一以上
-----------	-----------

(一) 秤

全量ノ公差

全長ノ二分ノ一未滿	全長ノ二分ノ一以上
-----------	-----------

分長ノ公差

全長ノ二分ノ一未滿	全長ノ二分ノ一以上
-----------	-----------

種別

全長ノ二分ノ一未滿	全長ノ二分ノ一以上
-----------	-----------

(二) 秤

全量ノ公差

全長ノ二分ノ一未滿	全長ノ二分ノ一以上
-----------	-----------

分長ノ公差

全長ノ二分ノ一未滿	全長ノ二分ノ一以上
-----------	-----------

種別

全長ノ二分ノ一未滿	全長ノ二分ノ一以上
-----------	-----------

- (一) 左に掲ぐる工業用原動機用ヒサルモノヲ除ク
- (二) 機械又ハ其ノ部分品ノ製造業
- (三) 汽機、瓦斯發生機、金屬製ノ煙突若ハタンク、金屬精錬用若ハ工業用鐵製又ハ以上ノ物ノ部分品ノ製造業
- (四) 船舶又ハ其ノ部分品ノ製造業
- (五) 機關車、鐵道用若ハ軌道用車輛、自働車、自轉車、鐵道、エレベーター、コンベヤー又ハ以上ノ物ノ部分品ノ製造業
- (六) 航空機又ハ其ノ部分品ノ製造業
- (七) 理化學器具、醫務器具、時計、度量衡器具、他ノ計測器、計算尺、計算機、眼鏡、顯微鏡、他ノ光學用器械、通信器械、蓄音器、洋琴、電球、電池、他ノ電氣器具、機械用刃具、瓦斯器具、水道器具、放熱器、其ノ他ノ暖房用具、金庫、銃砲、彈丸又ハ以上ノ物ノ部分品ノ製造業
- (八) 金屬ノ塊、條、帶、管、軌條、線、板、筒、管、其ノ他ノ素材又ハ金屬ノ板、築用材若ハ鐵道軌道用材ノ製造業
- (九) 絶緣電線、電線、線索、鐵線、螺旋釘、ナット、ワット、洋釘又ハ撥線ノ製造業
- (十) 硝子板又ハ硝子塊ノ製造業
- (十一) セメント、煉瓦又ハ煤炭ノ製造業
- (十二) 紙又ハ紙料ノ製造業
- (十三) 製革業
- (十四) 火藥類製造業
- (十五) 礦物油、芳香油、脂肪油若ハ蠟ノ製造業又ハ脂肪ノ分解工業
- (十六) 醫藥品、工業藥品又ハ壓縮瓦斯ノ製造業
- (十七) 護膜製品又ハエボナイト製品ノ製造業
- (十八) セロイド製造業
- (十九) 人造絹絲製造業
- (二十) 化粧品製造業
- (二十一) 石鹼又ハ燐燭ノ製造業

- (二十一) リノリウム製造業
 - (二十二) 染料又ハ顔料ノ製造業
 - (二十三) ベーメント又ハワグアニシウム製造業
 - (二十四) 人造肥料製造業
 - (二十五) 麥酒、葡萄酒又ハ酒精ノ醸造業
 - (二十六) 製糖業
 - (二十七) 製粉業
 - (二十八) 氷又ハ清涼飲料ノ製造業
 - (二十九) 雜詰業又ハ燻詰業
 - (三十) 酪製品製造業
 - (三十一) 調味製造業
 - (三十二) 刷字製造業
 - (三十三) 電燈製品製造業
 - (三十四) 金屬精錬業
- 朝鮮度量衡令施行規則ノ規定ニ依リ道知事ヲシテ檢定ヲ行ハシムル度量衡器指定制
- 大正十五年四月二十一日
朝鮮總督府令第三十三號
- 朝鮮度量衡令施行規則第三十四條ノ規定ニ依リ道知事ヲシテ檢定ヲ行ハシムル度量衡器左ノ通定ス

一、二倍、三倍、五倍又ハ其ノ倍數ノ二分の一、十分の一、百分の一若ハ千分の一ト爲スヘシ但シ縮尺ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

二、秤ノ目盛ハ衡ノ名稱ノ一倍、二倍、五倍、又ハ其ノ倍數ノ十分の一、十倍若ハ百倍ト爲スヘシ但シ本令施行前ニ製作シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

三、條 度量衡器又ハ計量器ニハ損傷ナク且損傷及伸縮シ難キ材料ヲ用フヘシ

四、條 度量衡器又ハ計量器ニ爲ス目盛及表記ハ容易ニ消滅セサル方法ニ依リ明瞭ニ之ヲ附スヘシ

五、條 度量衡器又ハ計量器ノ檢定證印ヲ附スヘキ部分ハ附印ニ妨ナキ構造ト爲シ若シ其ノ部分ハ附印シ難キ物質ナルトキハ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外其ノ部分ニ容易ニ離脱セサル方法ニ依リ金屬片ヲ緊著スヘシ

六、條 修履シタル度量衡器又ハ計量器ニハ朝鮮度量衡令施行規則第二十九條第二項ノ規定ニ依リ届出テタル記號又ハ同條第三項ノ規定ニ依リ命令ニ依リ變更シタル記號ヲ表記スヘシ但シ形狀分明、鏤及増減ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

七、條 度量衡器ノ構造ハ第二條乃至前條ノ外左ノ各號ニ依ルヘシ

一、度量器ノ材料ハ曲リ尺ニ在リテハ彈性アル木又ハ金屬直尺、縮尺及疊尺ニ在リテハ玻璃、象牙、骨、セルロイド又ハ彈性アル竹、木若ハ金屬、卷尺ニ在リテハ鋼鐵、麻又ハ竹、鐵尺ニ在リテハ鋼鐵ヲ用フヘシ

二、木製又ハ竹製ノ度量器ノ厚サハ其ノ最モ厚キ部分ニ於テ疊尺、卷尺及縮尺ニ在リテハ一、五ミリメートル以上、其ノ他ノモノニ在リテハ全長五センチメートル以上ノモノハ二ミリメートル以上、全長一メートル以上ノモノハ三ミリメートル以上ト爲スヘシ

三、徑尺度ハ二用フル直尺ノ本枝、副枝、曲尺及直角形ノ縮尺ノ角度ハ之ヲ直角形ト爲スヘシ

四、麻製卷尺ハ其ノ全長五メートルトシテ超エタラズニ在リテハ五メートルトシテ超エタラズノ重量ヲ以テ張力ヲ加フルモ十ミリメートル以上ノ伸張ヲ生セサル構造ト爲スヘシ

五、分離シ得サル構造ノ疊尺又ハ連接直形ノ縮尺ノ連接部ハ容易ニ離脱シ難キ構造ト爲スヘシ

六、鐵尺及線狀ノ卷尺ノ目盛又ハ目盛ノ標識ハ離脱セサル方法ニ依リ金屬片ヲ附著シテ之ヲ爲スヘシ

七、縮尺ニハ其ノ目盛ノ表示アル値ヲ其ノ目盛ニ縮尺以外ノ度量器ニハ其ノ全長ヲ其ノ目盛ノ各段ノ一端ニ表記スヘシ但シ各段ノ目盛ノ表示アル値力同一ナルトキ又ハ其ノ全長力同一ナルトキハ之ヲ其ノ中央部ニ得ルニ表記スルコトヲ得

八、分離シ得ルヘキ構造ノ度量器ニハ番號ヲ附スヘシ其ノ番號ハ各部分同一ナルコトヲ要ス

一、秤ノ材料ハ金屬、陶器、磁器、玻璃、槍、構、紅松、羅漢柏又ハ硬子松ヲ用フヘシ但シ木製液用秤ニシテ漆塗ニ非サルモノニ在リテハ槍ノ板ノ外之ヲ用フルコトヲ得

二、斗、概ノ材料ハ木製又ハ樺ノ如キ堅キ木材ヲ用フヘシ

三、木製液用秤ノ材料ハ液類ノ浸透シ難キモノヲ用フヘシ

四、玻璃製秤ノ材料ニハ溫度ノ變化ニ依リ容易ニ破損シ難キモノ及明瞭ニ水際ヲ視定シ得ルモノヲ用フヘシ

五、木製秤ノ材料ノ厚サハ全長五リットル以上ノモノニ在リテハ十五ミリメートル以上、全長二リットル又ハ一リットルノモノニ在リテハ七ミリメートル以上、全長五センチメートル以下ノモノニ在リテハ五ミリメートル以上ト爲スヘシ

六、木製秤ノ木材ハ同種ノモノヲ用フヘシ

- 七、一リットル以上ノ金屬製秤ノ厚サハ一ミリメートル以上ト爲スヘシ但シ材料ト二重ト爲ス場合ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス
- 八、秤ノ形狀ハ圓錐形ト爲スヘシ但シ陶器、磁器又ハ玻璃製ノモノハ圓錐形ト爲スコトヲ得
- 九、目盛アル玻璃製秤以外ノ圓錐形秤ノ全量ヲ示ス位置ニ於ケル徑及深サハ之ヲ同一ト爲スヘシ但シ金屬製秤ノ徑ハ全量二リットル以下ノモノニ在リテハ深サ二センチメートル深サノ二倍ト爲スコトヲ得
- 十、前號ノ徑ハ玻璃製秤、陶器製秤、磁器製秤及鉄製秤ニ在リテハ四ミリメートル以下、其ノ他ノ秤ニ在リテハ二ミリメートル以下ト増減スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ深サハ前號ノ規定ニ依ラサルコトヲ得
- 十一、目盛アル玻璃製秤、目盛ナキ玻璃製秤ノ圓錐形秤、陶器製秤、磁器製秤ノ徑ハ全量ヲ表示スル目盛ノ位置ニ於テ其ノ深サヨリ大ニスルコトヲ得此ノ場合ニ於テ目盛アル玻璃製秤ノ圓錐形秤ノ徑ハ深サノ三分ノ一ヨリ小ナラサルモノト爲スヘシ
- 十二、秤ノ口縁、側面及底部ハ容易ニ變形セサル構造ト爲シ其ノ口縁ヲ以テ全量ト爲スモノニ在リテハ其ノ口縁ハ之ヲ平滑ト爲スヘシ
- 十三、銅製又ハ鋼ノ合金製ノ秤及鐵製秤ハ其ノ内面ニ錫、ニッケル、アルミニウム、亜鉛其ノ他ノ腐蝕ヲ防止スルニ適當ナル物質ヲ鍍著スヘシ
- 十四、全量十リットル以上ノ木製秤ノ側板又ハ底板ヲ組合ハストキハ合釘ヲ用フヘシ
- 十五、木製秤類用秤ノ口縁ヨリ外側ノ上部ニハ容易ニ離脱セサル方法ニ依リ繼目ナキ鐵板ヲ被ヒ其ノ底板ヲ嵌メ込ミタル位置ニ於ケル外側ニハ鐵帶ヲ緊束シ側板ヲ通シテ底板ニ之ヲ釘著シ全量十リットル

以上ノモノニ在リテハ尙其ノ底ノ外面ニハ繼目ナキ二箇ノ鐵帶ヲ交又セシメ其ノ各鐵帶ノ兩端ハ外側ヲ通シテ其ノ上部ニ於ケル鐵板ノ下ニ挿入シテ之ヲ緊著シ底部ヲ堅牢ナル構造ト爲スヘシ

十六、鐵線又ハ鐵帶ヲ附著スル爲メ鐵釘ヲ用フルトキハ捻反シ難キ構造ト爲スヘシ

十七、金屬製秤、陶器製秤又ハ磁器製秤ニハ其ノ内面ニ目盛ヲ爲スコトヲ得但シ金屬製秤ノ全量以外ノ目盛ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

十八、口縁底部ノ徑ヨリ小ナル圓錐形秤ニハ全量以外ノ目盛ヲ爲スコトヲ得其ノ側板ニハ全量以外ノ目盛ヲ爲スコトヲ得其ノ側板ニハ全量以外ノ目盛ヲ爲スコトヲ得

十九、金屬製又ハ木製ノ液用秤ニハ其ノ側板ニハ全量以外ノ目盛ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ深サハ前號ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

二十、秤ニ玻璃管ヲ連結シテ目盛ヲ爲シタル場合ニ在リテハ玻璃管以外ノ部分ノ徑及深サハ其ノ秤ノ全量ニ付テハ九號ノ寸法ヲ用フルコトヲ要ス

二十一、秤ノ底部ニ排出口ヲ設ケタルモノニ在リテハ零位ヲ表示スル目盛ヲ附スヘシ

二十二、全量一リットル以上ノ秤ノ全量ノ目盛ハ其ノ全周又ハ其ノ周ノ三分ノ一毎ニ之ヲ附スヘシ但シ水平ヲ定ムル裝置アルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

二十三、全量一リットル未満ノ秤ノ全量ノ目盛ハ其ノ全周ノ五分ノ一以上ニ之ヲ附スヘシ

二十四、秤ノ最小目盛間ノ距離ハ三ミリメートル以上ト爲スヘシ

二十五、秤ニハ注口、把手又ハ趾ヲ附スルコトヲ得其ノ注口ヲ附スル場合ニ在リテハ注口ノ容量ハ全量二十リットル以下ノモノニ在リテハ全量ノ百分ノ一以下、全量二リットル以下ノモノニ在リテハ全量ノ五分ノ一以下ト爲スヘシ

種	類	目	種	類	目
二立方センチメートル	立方センチメートルノ百分	一、五十分ノ一、二十分ノ一	二立方センチメートル	立方センチメートルノ百分	一、五十分ノ一、二十分ノ一
一立方センチメートル	立方センチメートルノ百分	一、五十分ノ一、二十分ノ一	一立方センチメートル	立方センチメートルノ百分	一、五十分ノ一、二十分ノ一

第八條 度量衡法第三條第一項及本令第一條乃至第三條ニ規定スル度量衡又ハ計量ノ名稱中其ノ略字ヲ定ムルコト左ノ如シ

Table of units and abbreviations for weight, length, and volume. Includes columns for unit names (e.g., キログラム, メートル), abbreviations (e.g., kg, m), and symbols (e.g., K, G, Pr, cm).

Table (一) 度量衡 (I) Weights and Measures. Lists various types of weights and measures like 直形 (straight), 圓形 (circular), and 角形 (angular) with their respective materials and types.

Table (二) 度量衡 (II) Weights and Measures. Lists various types of weights and measures like 圓錐形 (conical), 圓筒形 (cylindrical), and 圓盤形 (disc-shaped) with their respective materials and types.

Table (三) 度量衡 (III) Weights and Measures. Lists various types of weights and measures like 圓錐形 (conical), 圓筒形 (cylindrical), and 圓盤形 (disc-shaped) with their respective materials and types.

Table (四) 度量衡 (IV) Weights and Measures. Lists various types of weights and measures like 圓錐形 (conical), 圓筒形 (cylindrical), and 圓盤形 (disc-shaped) with their respective materials and types.

Table (五) 度量衡 (V) Weights and Measures. Lists various types of weights and measures like 圓錐形 (conical), 圓筒形 (cylindrical), and 圓盤形 (disc-shaped) with their respective materials and types.

二 壓力	チニ付重 量ボンド	付重キログラム 一萬六千二百四十 九分ノ千三百二十 トス
三 仕事	フットポ ンド	キログラムメートル ノ百五十六萬二 千五百分ノ二十七 トス
四 工率	馬力	一馬力ハ〇・七四 六〇〇キログラ フト
五 溫度	華氏度	華氏一度ハ一度ノ 九分ノ五トス零度 ノ溫度ハ華氏三十 二度トス

第三條ノ規定ハ前項ニ規定セル單位ニ付之
ヲ準用ス

第八十五條 第八十二條又ハ前條ニ規定シタ
ル期間満了前ニ文書、商品其ノ他ノ物件ニ
附シタル同條ノ度量衡又ハ計量ノ單位ニ依
ル表示ハ同條ノ期間満了後ト雖仍之ヲ用ワ
ルコトヲ得

第八十六條 第八十二條又ハ第八十四條ノ度
量衡又ハ計量ノ單位ノ目盛其ノ他ノ表示ア
ル度量衡器ノ賣下及度量衡器又ハ計量器ノ
檢定ハ本令發布後十年ヲ限リ之ヲ行フ

第五十四條ノ規定ハ前項ノ檢定ニ付之ヲ準
用ス此ノ場合ニ於テ第五十四條ノ第十一條
トアルハ度量衡器ニ付テハ之ヲ第八十三條
トス

第八十七條 第十二條ノ規定ハ前條ノ度量衡
器ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第十二條
ニ前條トアルハ之ヲ第八十三條トス

第八十八條 賣下若シ檢定ヲ受ケタル度量衡
器又ハ計量器ニシテ第一條乃至第三條又ハ
度量衡法第三條第一項ノ規定ニ依ル度量衡
又ハ計量ノ單位ノ目盛其ノ他ノ表示ナキモ
ハ本令發布後十五年ヲ限リ取引上又ハ證
明上ニ之ヲ用ルコトヲ得

第五十三條ノ規定ニ依ル度量衡器又ハ計量
器ニ付亦同シ

第八十九條 本令施行前ニ製作、修理、輸入又
ハ移入シタル瓦斯メーター又ハ計量器ハ度
量衡規則第十條各款ノ規定ニ該當スルモノ

酒	百分率	密度	溫度攝氏 十五度ノ 水ニ對ス ル比重
一〇	〇・九八七	一・〇〇〇	一・〇〇〇
九	〇・九八六	一・〇〇〇	一・〇〇〇
八	〇・九八五	一・〇〇〇	一・〇〇〇
七	〇・九八四	一・〇〇〇	一・〇〇〇
六	〇・九八三	一・〇〇〇	一・〇〇〇
五	〇・九八二	一・〇〇〇	一・〇〇〇
四	〇・九八一	一・〇〇〇	一・〇〇〇
三	〇・九八〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇
二	〇・九七九	一・〇〇〇	一・〇〇〇
一	〇・九七八	一・〇〇〇	一・〇〇〇

純糖	百分率	密度	溫度攝氏 二十度ニ 依ル
一〇	〇・九八七	一・〇〇〇	一・〇〇〇
九	〇・九八六	一・〇〇〇	一・〇〇〇
八	〇・九八五	一・〇〇〇	一・〇〇〇
七	〇・九八四	一・〇〇〇	一・〇〇〇
六	〇・九八三	一・〇〇〇	一・〇〇〇
五	〇・九八二	一・〇〇〇	一・〇〇〇
四	〇・九八一	一・〇〇〇	一・〇〇〇
三	〇・九八〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇
二	〇・九七九	一・〇〇〇	一・〇〇〇
一	〇・九七八	一・〇〇〇	一・〇〇〇

純糖	百分率	密度	溫度攝氏 十七度ニ 依ル
一〇	〇・九八七	一・〇〇〇	一・〇〇〇
九	〇・九八六	一・〇〇〇	一・〇〇〇
八	〇・九八五	一・〇〇〇	一・〇〇〇
七	〇・九八四	一・〇〇〇	一・〇〇〇
六	〇・九八三	一・〇〇〇	一・〇〇〇
五	〇・九八二	一・〇〇〇	一・〇〇〇
四	〇・九八一	一・〇〇〇	一・〇〇〇
三	〇・九八〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇
二	〇・九七九	一・〇〇〇	一・〇〇〇
一	〇・九七八	一・〇〇〇	一・〇〇〇

純糖	百分率	密度	溫度攝氏 十七度中 ノ水ニ對 スル比重
一〇	〇・九八七	一・〇〇〇	一・〇〇〇
九	〇・九八六	一・〇〇〇	一・〇〇〇
八	〇・九八五	一・〇〇〇	一・〇〇〇
七	〇・九八四	一・〇〇〇	一・〇〇〇
六	〇・九八三	一・〇〇〇	一・〇〇〇
五	〇・九八二	一・〇〇〇	一・〇〇〇
四	〇・九八一	一・〇〇〇	一・〇〇〇
三	〇・九八〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇
二	〇・九七九	一・〇〇〇	一・〇〇〇
一	〇・九七八	一・〇〇〇	一・〇〇〇

純糖	百分率	密度	溫度攝氏 二十度ニ 依ル
一〇	〇・九八七	一・〇〇〇	一・〇〇〇
九	〇・九八六	一・〇〇〇	一・〇〇〇
八	〇・九八五	一・〇〇〇	一・〇〇〇
七	〇・九八四	一・〇〇〇	一・〇〇〇
六	〇・九八三	一・〇〇〇	一・〇〇〇
五	〇・九八二	一・〇〇〇	一・〇〇〇
四	〇・九八一	一・〇〇〇	一・〇〇〇
三	〇・九八〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇
二	〇・九七九	一・〇〇〇	一・〇〇〇
一	〇・九七八	一・〇〇〇	一・〇〇〇

純糖	百分率	密度	溫度攝氏 二十度ニ 依ル
一〇	〇・九八七	一・〇〇〇	一・〇〇〇
九	〇・九八六	一・〇〇〇	一・〇〇〇
八	〇・九八五	一・〇〇〇	一・〇〇〇
七	〇・九八四	一・〇〇〇	一・〇〇〇
六	〇・九八三	一・〇〇〇	一・〇〇〇
五	〇・九八二	一・〇〇〇	一・〇〇〇
四	〇・九八一	一・〇〇〇	一・〇〇〇
三	〇・九八〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇
二	〇・九七九	一・〇〇〇	一・〇〇〇
一	〇・九七八	一・〇〇〇	一・〇〇〇

純糖	百分率	密度	溫度攝氏 十七度ニ 依ル
一〇	〇・九八七	一・〇〇〇	一・〇〇〇
九	〇・九八六	一・〇〇〇	一・〇〇〇
八	〇・九八五	一・〇〇〇	一・〇〇〇
七	〇・九八四	一・〇〇〇	一・〇〇〇
六	〇・九八三	一・〇〇〇	一・〇〇〇
五	〇・九八二	一・〇〇〇	一・〇〇〇
四	〇・九八一	一・〇〇〇	一・〇〇〇
三	〇・九八〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇
二	〇・九七九	一・〇〇〇	一・〇〇〇
一	〇・九七八	一・〇〇〇	一・〇〇〇

第一號樣式ノ一
度量衡器(計量器)買下申請書

申請第	部類番號	種	類	箇	數	單	價	金	額
五三	一三三〇〇						七	七	一三三〇〇
五四	一三三〇一						八	八	一三三〇一
五五	一三三〇二						九	九	一三三〇二
五六	一三三〇三						〇	〇	一三三〇三
五七	一三三〇四						一	一	一三三〇四
五八	一三三〇五						二	二	一三三〇五
五九	一三三〇六						三	三	一三三〇六
六〇	一三三〇七						四	四	一三三〇七
六一	一三三〇八						五	五	一三三〇八
六二	一三三〇九						六	六	一三三〇九
六三	一三三一〇						七	七	一三三一〇
六四	一三三一〇						八	八	一三三一〇
六五	一三三一〇						九	九	一三三一〇
六六	一三三一〇						〇	〇	一三三一〇
六七	一三三一〇						一	一	一三三一〇
六八	一三三一〇						二	二	一三三一〇
六九	一三三一〇						三	三	一三三一〇
七〇	一三三一〇						四	四	一三三一〇
七一	一三三一〇						五	五	一三三一〇
七二	一三三一〇						六	六	一三三一〇
七三	一三三一〇						七	七	一三三一〇
七四	一三三一〇						八	八	一三三一〇
七五	一三三一〇						九	九	一三三一〇
七六	一三三一〇						〇	〇	一三三一〇

第一號樣式ノ一
度量衡器(計量器)買下申請書

申請第	部類番號	種	類	箇	數	單	價	金	額
計									
年									
月									
日									
住所									
營業者氏									
名印									

第一號樣式ノ二
衡器ノ一部修覆用材料買下申請書

申請第	部類番號	種	類	箇	數	單	價	金	額
計									
年									
月									
日									
住所									
營業者氏									
名印									

第二號樣式
度量衡器引換申請書

申請第	部類番號	種	類	箇	數	賣下	價格	引換	料	引換理由
計										
年										
月										
日										
住所										
營業者氏										
名印										

第四號樣式ノ一
度量衡器(計量器)仕入明細帳

仕入	年月日	種	類	部類番號	箇	數	仕入	價	高
計									
年									
月									
日									
住所									
氏									
名印									

第四號樣式ノ二
衡器一部修覆材料仕入明細帳

仕入	年月日	種	類	部類番號	箇	數	仕入	價	高
計									
年									
月									
日									
住所									
氏									
名印									

第四號樣式ノ三
度量衡器(計量器)販賣明細帳

仕入	年月日	種	類	部類番號	箇	數	仕入	價	高
計									
年									
月									
日									
住所									
營業者氏									
名印									

第四號樣式ノ四
衡器一部修覆明細帳

販賣	年月日	種	類	部類番號	箇	數	販賣	價	高
計									
年									
月									
日									
住所									
營業者氏									
名印									

備考 度量衡器、量器、衡器及計量器毎ニ各別冊又ハ口座ヲ分チ記入スヘシ

第十六輯 産業 第十二章 度量衡

第四號樣式ノ五
瓦斯メートル(計量器)製作、修覆明細帳

月	日	種	類	箇	數	原	價	番	號
計									
年									
月									
日									
住所									
營業者氏									
名印									

第五號樣式ノ一
備考 種類欄ニハ品目、全量、目盛等ヲ詳細ニ記入スヘシ

月	日	種	類	箇	數	原	價	番	號
計									
年									
月									
日									
住所									
營業者氏									
名印									

第五號樣式ノ二
備考 種類欄ニハ品目、全量、目盛等ヲ詳細ニ記入スヘシ

月	日	種	類	箇	數	原	價	番	號
計									
年									
月									
日									
住所									
營業者氏									
名印									

備考 衡器一部修覆實況表

(自大正 年 月 日 至大正 年 月 日)

九一三

右及報告候也
年 月 日
住所
營業者氏 名印

秤	量	數	修	覆	料
			取	緒	
			緋	絲	
			血	紐	
			鈎	紐	
					修
					覆
					料

右及報告候也
年 月 日
住所
營業者氏 名印

瓦斯メートル(計量器)製作、修覆實況表(自大正 年 月 日 至大正 年 月 日)

種	類	製	作	修	覆
		箇	數	箇	數
		價	計	金	箇
		單	價	箇	數
		計	金	箇	數
		箇	數	修	覆
		料			

右及報告候也
年 月 日
住所
營業者氏 名印

瓦斯メートル(計量器)製作、修覆實況表(自大正 年 月 日 至大正 年 月 日)

右及報告候也
年 月 日
住所
營業者氏 名印

瓦斯メートル(計量器)製作、修覆實況表(自大正 年 月 日 至大正 年 月 日)

臺灣總督宛
年 月 日
住所
氏 名印

瓦斯メートル(計量器)檢定申請書

種	類	申	請	事	由
		箇	數	檢	定
		料		檢	定
		計			

臺灣總督宛
年 月 日
住所
氏 名印

瓦斯メートル(計量器)檢定申請書

臺灣總督宛
年 月 日
住所
氏 名印

瓦斯メートル(計量器)檢定申請書

臺灣總督宛
年 月 日
住所
氏 名印

瓦斯メートル(計量器)檢定申請書

チ加フ五百匁又ハ二百「グラム」若ハ五「ポンド」以上五箇迄ハ金五十錢以上一箇ヲ増ス毎ニ金十錢ヲ加フ比重大ノ檢査ハ五箇迄ハ金五十錢以上一箇ヲ増ス毎ニ金十錢ヲ加フ

五 寒暖計ノ檢査ハ一箇ニ付金二十錢トス

六 比重計ノ檢査ハ一箇ニ付比重天秤ハ金二圓浮秤ハ金十五錢トス

七 檢尺器ノ檢査ハ一箇ニ付金二十錢以上金二圓以下トス

二 段目盛アルモノニ付テハ檢査ノ手数料ハ各段毎ニ之ヲ納ムヘシ

第四條 第一條第一號ノ比較檢査ニハ成績書ヲ交付ス

第一條第二號乃至第四號ノ比較檢査ニ於テ其ノ器差微小ニシテ正確ト認ムルモノニハ檢印ヲ附シ及依頼者ノ請求ニ依リ成績書ヲ交付ス其ノ正確ナラサルモノニ對シテハ依頼者ノ請求ニ依リ更正表ヲ交付ス

第五條 比較檢査ノ證印ノ鑄形ヲ定ムルコト左ノ如ク



第六條 第四條第一項ノ成績書副本及同第二項ノ成績書若ハ更正表ヲ請求スル者ハ紙數一枚ニ付金五錢ノ手数料ヲ納ムヘシ

成績書及更正表ノ請求スル者ハ一件ニ付金二十錢以上金五圓以下ノ手数料ヲ納ムヘシ

第七條 豫メ手数料ノ額ヲ確定シ難キモノニ在リテハ依頼書ニ比較檢査ノ結果ニ依リ指定ノ手数料ヲ納ムヘキ旨ヲ記入スヘシ

前項ノ規定ハ比較檢査ノ成績書及更正表ノ課本ヲ請求スル場合ニ之ヲ準用ス

第八條 手数料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納ムルコトヲ得

附則
本令ハ明治四十四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

(別記)
比較檢査依頼書
貼付シタル收入印紙ノ額 金何圓
印紙 何々
一 品名 何々 何々(箇件)
一 比較檢査ノ範圍 何々
全長、全量、目盛、重量 何々
一 物品ノ用途 何々
右比較檢査及依頼候也

年 月 日 現住所 依願者 何 某 總督宛

●甘蔗計量用衡器取締規則
明治四十二年十月十日
明治四十二年十月十日
改正 大正一〇年第二三號

甘蔗計量用衡器取締規則左ノ通相定ム

甘蔗計量用衡器取締規則
第一條 一日三十英噸以上ノ秤能力ヲ有スル製糖業者ハ甘蔗計量用トシテ秤量千斤以上ノ臺秤並其ノ試驗用分銅百斤以上ヲ設備スヘシ

第二條 秤定重量ニ變化ヲ生シ又ハ其ノ表記アル風袋ニ加工シタルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ更ニ其ノ秤定ヲ申請スヘシ

第三條 假令蓋又ハ積載車輛ノ重量ニシテ左ノ定差ヲ超ユルモノハ之ヲ甘蔗計量ニ使用スルコトヲ得ス

第四條 秤定重量ニ變化ヲ生シ又ハ其ノ表記アル風袋ニ加工シタルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ更ニ其ノ秤定ヲ申請スヘシ

第五條 假令蓋及積載車輛ノ風袋重量ハ第六條規定ノ定差ノ五分ノ一ノ範圍ノモノニ限リ秤定重量ハ秤長之ヲ各車輛ニ表記ス

第六條 秤定重量ニ變化ヲ生シ又ハ其ノ表記アル風袋ニ加工シタルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ更ニ其ノ秤定ヲ申請スヘシ

第七條 秤定重量ニ變化ヲ生シ又ハ其ノ表記アル風袋ニ加工シタルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ更ニ其ノ秤定ヲ申請スヘシ

第八條 秤定重量ニ變化ヲ生シ又ハ其ノ表記アル風袋ニ加工シタルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ更ニ其ノ秤定ヲ申請スヘシ

第九條 秤定重量ニ變化ヲ生シ又ハ其ノ表記アル風袋ニ加工シタルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ更ニ其ノ秤定ヲ申請スヘシ

第十條 秤定重量ニ變化ヲ生シ又ハ其ノ表記アル風袋ニ加工シタルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ更ニ其ノ秤定ヲ申請スヘシ

第十一條 秤定重量ニ變化ヲ生シ又ハ其ノ表記アル風袋ニ加工シタルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ更ニ其ノ秤定ヲ申請スヘシ

第十二條 秤定重量ニ變化ヲ生シ又ハ其ノ表記アル風袋ニ加工シタルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ更ニ其ノ秤定ヲ申請スヘシ

第十三條 秤定重量ニ變化ヲ生シ又ハ其ノ表記アル風袋ニ加工シタルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ更ニ其ノ秤定ヲ申請スヘシ

第十四條 秤定重量ニ變化ヲ生シ又ハ其ノ表記アル風袋ニ加工シタルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ更ニ其ノ秤定ヲ申請スヘシ

第十五條 秤定重量ニ變化ヲ生シ又ハ其ノ表記アル風袋ニ加工シタルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ更ニ其ノ秤定ヲ申請スヘシ

第十六條 秤定重量ニ變化ヲ生シ又ハ其ノ表記アル風袋ニ加工シタルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ更ニ其ノ秤定ヲ申請スヘシ

第十七條 秤定重量ニ變化ヲ生シ又ハ其ノ表記アル風袋ニ加工シタルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ更ニ其ノ秤定ヲ申請スヘシ

第十八條 秤定重量ニ變化ヲ生シ又ハ其ノ表記アル風袋ニ加工シタルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ更ニ其ノ秤定ヲ申請スヘシ

第十九條 秤定重量ニ變化ヲ生シ又ハ其ノ表記アル風袋ニ加工シタルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ更ニ其ノ秤定ヲ申請スヘシ

第二十條 秤定重量ニ變化ヲ生シ又ハ其ノ表記アル風袋ニ加工シタルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ更ニ其ノ秤定ヲ申請スヘシ

前項ノ檢定又ハ修覆ヲ了シタル臺秤ニハ左ノ例ニ依リ其ノ檢印ヲ秤ノ末端ニ附ス

四三檢(又ハ四三修)

地中掛秤秤ニシテ臺板(プラットフォーム)移動シ又ハ臺板ト周圍ノ間隙ト接觸ヲ生シ若ハ臺板上ノ軌道ト地面ノ間隙ト接觸ヲ生シ若シタルトキ亦第一項ニ準ス

第三條 第一條ノ臺秤ニシテ假令蓋ヲ積用シ又ハ之ニ代ルヘキ裝置ヲ爲サズトスル者ハ其ノ構造、仕樣書、圖面及其ノ風袋重量ヲ詳記シ更ニ其ノ秤定ヲ申請スヘシ

第四條 甘蔗計量ニ際シ其ノ積載車輛ノ各風袋重量ヲ檢査スルニ定期間各車輛ノ重量又ハ各車輛ノ平均重量ニ依ラトスル者ハ左記事項ヲ詳記シ更ニ其ノ秤定ヲ申請スヘシ

第一項 秤定重量ニ變化ヲ生シ又ハ其ノ表記アル風袋ニ加工シタルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ更ニ其ノ秤定ヲ申請スヘシ

第二項 秤定重量ニ變化ヲ生シ又ハ其ノ表記アル風袋ニ加工シタルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ更ニ其ノ秤定ヲ申請スヘシ

第三項 秤定重量ニ變化ヲ生シ又ハ其ノ表記アル風袋ニ加工シタルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ更ニ其ノ秤定ヲ申請スヘシ

第四項 秤定重量ニ變化ヲ生シ又ハ其ノ表記アル風袋ニ加工シタルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ更ニ其ノ秤定ヲ申請スヘシ

第五項 秤定重量ニ變化ヲ生シ又ハ其ノ表記アル風袋ニ加工シタルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ更ニ其ノ秤定ヲ申請スヘシ

第六項 秤定重量ニ變化ヲ生シ又ハ其ノ表記アル風袋ニ加工シタルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ更ニ其ノ秤定ヲ申請スヘシ

第七項 秤定重量ニ變化ヲ生シ又ハ其ノ表記アル風袋ニ加工シタルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ更ニ其ノ秤定ヲ申請スヘシ

第八項 秤定重量ニ變化ヲ生シ又ハ其ノ表記アル風袋ニ加工シタルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ更ニ其ノ秤定ヲ申請スヘシ

第九項 秤定重量ニ變化ヲ生シ又ハ其ノ表記アル風袋ニ加工シタルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ更ニ其ノ秤定ヲ申請スヘシ

第十項 秤定重量ニ變化ヲ生シ又ハ其ノ表記アル風袋ニ加工シタルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ更ニ其ノ秤定ヲ申請スヘシ

第十一項 秤定重量ニ變化ヲ生シ又ハ其ノ表記アル風袋ニ加工シタルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ更ニ其ノ秤定ヲ申請スヘシ

第十二項 秤定重量ニ變化ヲ生シ又ハ其ノ表記アル風袋ニ加工シタルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ更ニ其ノ秤定ヲ申請スヘシ

第十三項 秤定重量ニ變化ヲ生シ又ハ其ノ表記アル風袋ニ加工シタルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ更ニ其ノ秤定ヲ申請スヘシ

第十四項 秤定重量ニ變化ヲ生シ又ハ其ノ表記アル風袋ニ加工シタルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ更ニ其ノ秤定ヲ申請スヘシ

第十五項 秤定重量ニ變化ヲ生シ又ハ其ノ表記アル風袋ニ加工シタルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ更ニ其ノ秤定ヲ申請スヘシ

第十六項 秤定重量ニ變化ヲ生シ又ハ其ノ表記アル風袋ニ加工シタルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ更ニ其ノ秤定ヲ申請スヘシ

第十七項 秤定重量ニ變化ヲ生シ又ハ其ノ表記アル風袋ニ加工シタルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ更ニ其ノ秤定ヲ申請スヘシ

第十八項 秤定重量ニ變化ヲ生シ又ハ其ノ表記アル風袋ニ加工シタルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ更ニ其ノ秤定ヲ申請スヘシ

第十九項 秤定重量ニ變化ヲ生シ又ハ其ノ表記アル風袋ニ加工シタルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ更ニ其ノ秤定ヲ申請スヘシ

第二十項 秤定重量ニ變化ヲ生シ又ハ其ノ表記アル風袋ニ加工シタルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ更ニ其ノ秤定ヲ申請スヘシ

- 一 手数料ヲ納ムヘシ
- 二 度量衡器ノ製作免許額 金三十圓
- 三 度量衡器ノ修理免許額 金十五圓
- 四 度量衡器ノ販賣免許額 金十圓
- 五 免許狀書換額 每一件 金五十錢
- 六 免許狀更正額 每一件 金二十錢
- 七 度量衡器ノ檢定ノ請求ヲ爲ス者ハ左ノ區別ニ從ヒ手数料ヲ納ムヘシ

器	種	類	手数料
秤	橋	全量二合五勺以下又ハ五「デシリットル」以下	二〇〇
		全量二升以下又ハ五「リットル」以下	四〇〇
		全量一斗以下又ハ二「リットル」以下	一五〇
		全量五斗以下	二五〇
		全量二合五勺以下又ハ五「デシリットル」以下	二〇〇
		全量二升以下又ハ五「リットル」以下	四〇〇
		全量一斗以下又ハ二「リットル」以下	一五〇
		全量五斗以下	二五〇
		全量二合五勺以下又ハ五「デシリットル」以下	二〇〇
		全量二升以下又ハ五「リットル」以下	四〇〇
秤	天秤及上皿天秤	秤量ノ五千分ノ一以下ノ重量ヲ感スルモノ	一〇〇〇
		其ノ他ノモノ	四〇〇
		全長一尺以下又ハ餘尺一尺以下	一〇〇
		全長二尺以下又ハ「デシメートル」以下、餘尺二尺以下	二〇〇
		全長三尺以下又ハ「メートル」以下、餘尺三尺以下又ハ「フット」以下	三〇〇
		全長四尺以下又ハ「メートル」以下、餘尺四尺以下又ハ「フット」以下	四〇〇
		全長五尺以下又ハ「メートル」以下、餘尺五尺以下又ハ「フット」以下	五〇〇
		全長六尺以下又ハ「メートル」以下、餘尺六尺以下又ハ「フット」以下	六〇〇
		全長七尺以下又ハ「メートル」以下、餘尺七尺以下又ハ「フット」以下	七〇〇
		全長八尺以下又ハ「メートル」以下、餘尺八尺以下又ハ「フット」以下	八〇〇

器	種	類	手数料
秤	自備秤	秤量ノ五千分ノ一以下ノ重量ヲ感スルモノ	一〇〇〇
		其ノ他ノモノ	四〇〇
		秤量一貫以下、六斤以下又ハ三「キログラム」以下	五〇
		秤量二貫以下、十二斤以下又ハ六「キログラム」以下	一〇〇
		秤量三貫以下、二十斤以下又ハ十「キログラム」以下	一五〇
		秤量四貫以下、三十斤以下又ハ十五「キログラム」以下	二〇〇
		秤量五貫以下、四十斤以下又ハ二十「キログラム」以下	二五〇
		秤量六貫以下、五十斤以下又ハ二十五「キログラム」以下	三〇〇
		秤量七貫以下、六十斤以下又ハ三十「キログラム」以下	三五〇
		秤量八貫以下、七十斤以下又ハ三十五「キログラム」以下	四〇〇

●關東州度量衡取締規則

本令ハ度量衡規則施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
附則
關東州度量衡取締規則左ノ通改正ス
第一章 總則
第一條 度量衡ハメートル、衡ハキログラムヲ基本トス
第二條 メートルハ融解シツアル純粋ノ水ノ氷ノ溫度ニ於テケル國際メートル原器ノ示ス所ノ長サトス
キログラムハ國際キログラム原器ノ質量トス
第三條 メートルハメートル條約ニ依リ帝國ニ交付セラレタルメートル原器ニ依リ、キログラムハメートル條約ニ依リ帝國ニ交付セラレタルキログラム原器ニ依リ之ヲ現示ス
第三條 度量衡ノ名稱、單位ヲ定ムルコト左ノ如シ

度	種	類	手数料
度	面積	全長一尺以下又ハ餘尺一尺以下	一〇〇
		全長二尺以下又ハ「デシメートル」以下、餘尺二尺以下	二〇〇
		全長三尺以下又ハ「メートル」以下、餘尺三尺以下又ハ「フット」以下	三〇〇
		全長四尺以下又ハ「メートル」以下、餘尺四尺以下又ハ「フット」以下	四〇〇
		全長五尺以下又ハ「メートル」以下、餘尺五尺以下又ハ「フット」以下	五〇〇
		全長六尺以下又ハ「メートル」以下、餘尺六尺以下又ハ「フット」以下	六〇〇
		全長七尺以下又ハ「メートル」以下、餘尺七尺以下又ハ「フット」以下	七〇〇
		全長八尺以下又ハ「メートル」以下、餘尺八尺以下又ハ「フット」以下	八〇〇
		全長九尺以下又ハ「メートル」以下、餘尺九尺以下又ハ「フット」以下	九〇〇
		全長十尺以下又ハ「メートル」以下、餘尺十尺以下又ハ「フット」以下	一〇〇〇

度	種	類	手数料
度	面積	全長一尺以下又ハ餘尺一尺以下	一〇〇
		全長二尺以下又ハ「デシメートル」以下、餘尺二尺以下	二〇〇
		全長三尺以下又ハ「メートル」以下、餘尺三尺以下又ハ「フット」以下	三〇〇
		全長四尺以下又ハ「メートル」以下、餘尺四尺以下又ハ「フット」以下	四〇〇
		全長五尺以下又ハ「メートル」以下、餘尺五尺以下又ハ「フット」以下	五〇〇
		全長六尺以下又ハ「メートル」以下、餘尺六尺以下又ハ「フット」以下	六〇〇
		全長七尺以下又ハ「メートル」以下、餘尺七尺以下又ハ「フット」以下	七〇〇
		全長八尺以下又ハ「メートル」以下、餘尺八尺以下又ハ「フット」以下	八〇〇
		全長九尺以下又ハ「メートル」以下、餘尺九尺以下又ハ「フット」以下	九〇〇
		全長十尺以下又ハ「メートル」以下、餘尺十尺以下又ハ「フット」以下	一〇〇〇

度	種	類	手数料
度	面積	全長一尺以下又ハ餘尺一尺以下	一〇〇
		全長二尺以下又ハ「デシメートル」以下、餘尺二尺以下	二〇〇
		全長三尺以下又ハ「メートル」以下、餘尺三尺以下又ハ「フット」以下	三〇〇
		全長四尺以下又ハ「メートル」以下、餘尺四尺以下又ハ「フット」以下	四〇〇
		全長五尺以下又ハ「メートル」以下、餘尺五尺以下又ハ「フット」以下	五〇〇
		全長六尺以下又ハ「メートル」以下、餘尺六尺以下又ハ「フット」以下	六〇〇
		全長七尺以下又ハ「メートル」以下、餘尺七尺以下又ハ「フット」以下	七〇〇
		全長八尺以下又ハ「メートル」以下、餘尺八尺以下又ハ「フット」以下	八〇〇
		全長九尺以下又ハ「メートル」以下、餘尺九尺以下又ハ「フット」以下	九〇〇
		全長十尺以下又ハ「メートル」以下、餘尺十尺以下又ハ「フット」以下	一〇〇〇

第六條 度量衡ノ原器ハ第二條ニ依リ製作シ
商工大臣保管ニ係ル副原器ニ依リ製作シ
ルモノトス
第七條 本令ニ依ラザル度量衡ノ單位ハ取引
上又ハ證明上之ヲ用ウルコトヲ得ス
輸出輸入ニ係ル商品ニ關シテハ本令施行地域
内ニ於テ使用又ハ消費ニ供スル爲メ販賣スル
場合ヲ除ク外前項ノ規定ヲ適用セス
第八條 度量衡器ノ製作、修理又ハ販賣ノ業
ヲ營ムルモノハ關東長官ノ免許ヲ受ク
ヘシ
第九條 度量衡器ノ製作ノ免許ハ度量衡器又ハ衡
器ニ付各別ニ之ヲ受クヘシ
第十條 本令ニ於テ製作者トハ度量衡器ノ製
作ノ免許ヲ受ケタル者ヲ謂ヒ、修理者トハ
度量衡器ノ修理ノ免許ヲ受ケタル者ヲ謂
ヒ、販賣者トハ度量衡器ノ販賣ノ免許ヲ受
ケタル者ヲ謂ヒ、使用者トハ度量衡器ヲ取
引若ハ證明ノ爲メ使用シ又ハ使用ニ供スル爲
メ所持スル者ヲ謂フ
第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ度量衡
器ノ製作、修理又ハ販賣ノ免許ヲ受ケルコ
トヲ得ス
一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者但シ其
ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ノ免除ヲ得タル
日ヨリ三年ヲ經タル者ハ此ノ限ニ在ラス
二 本令ニ依リ罰金ヲ受ケタル者
三 本令ニ依リ營業免許ヲ取消サレタル後
二年ヲ經サル者及營業停止中ノ者
四 前二號ニ掲ケタル者ノ同居者、雇人其
ノ他ノ從業者
五 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セ
サル者又ハ身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨
償ヲ終ヘサル者
法定代理人ニ依リ免許ヲ出願シタル場合ニ
於テ其ノ法定代理人カ前項各號ノ一ニ該當
スルトキ亦前項ニ同シ
第十二條 度量衡器ノ檢定ノ請求者ハ第一號、第
二號又ハ第五號ニ該當スルニ至リタルキ
ハ免許ハ其ノ效力ヲ失フ

法定代理人第一項各款ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ免許ヲ受ケタル者ハ其ノ法定代理人ニ依リ業務ヲ行フコトヲ得...

第十二條 度量衡器ノ製作又ハ修理ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ左ノ身元保證金ヲ供託ス...

第十三條 度量衡器ノ製作、修理又ハ販賣ノ免許ノ期間ハ五年トス...

第十四條 度量衡器ヲ製作、輸入又ハ修理シタル者ハ左ノ場合ヲ除ク外ハ指定ヲ受ケ...

第十五條 度量衡器ノ製作、修理又ハ販賣ノ免許ヲ受ケタル者ハ左ノ場合ニ於テハ...

第十六條 度量衡器ノ製作、修理又ハ販賣ノ免許ヲ受ケタル者ハ左ノ場合ニ於テハ...

第十七條 度量衡器ノ製作、修理又ハ販賣ノ免許ヲ受ケタル者ハ左ノ場合ニ於テハ...

第十八條 度量衡器ノ製作、修理又ハ販賣ノ免許ヲ受ケタル者ハ左ノ場合ニ於テハ...

第十九條 度量衡器ノ製作、修理又ハ販賣ノ免許ヲ受ケタル者ハ左ノ場合ニ於テハ...

檢定ニ合格シタル度量衡器ニハ檢定證印ヲ附ス...

Table with columns: 種類 (Type), 公差 (Tolerance), 構造 (Structure). Rows include 秤 (Scales), 衡 (Weights), 量器 (Measuring vessels), 量尺 (Measuring tapes), 量角器 (Protractors), 量筒 (Graduated cylinders).

第二十條 檢定證印アル度量衡器ニシテ檢定ニ合格セザルトキハ其ノ檢定證印ヲ除去シ...

第二十一條 度量衡ノ取締ハ之ヲ分テテ定期取締、臨時取締及計量取締トス...

第二十二條 度量衡器ノ製作又ハ修理ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ...

第二十三條 度量衡器ノ製作又ハ修理ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ...

第二十四條 度量衡器ノ製作又ハ修理ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ...

第二十五條 度量衡器ノ製作又ハ修理ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ...

第二十六條 度量衡器ノ製作又ハ修理ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ...

第二十七條 度量衡器ノ製作又ハ修理ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ...

第二十八條 度量衡器ノ製作又ハ修理ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ...

第二十九條 度量衡器ノ製作又ハ修理ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ...

第三十條 度量衡器ノ製作又ハ修理ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ...

第三十一條 度量衡器ノ製作又ハ修理ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ...

第三十二條 度量衡器ノ製作又ハ修理ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ...

第三十三條 度量衡器ノ製作又ハ修理ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ...

第三十四條 度量衡器ノ製作又ハ修理ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ...

第三十五條 度量衡器ノ製作又ハ修理ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ...

第三十六條 度量衡器ノ製作又ハ修理ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ...

第三十七條 度量衡器ノ製作又ハ修理ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ...

第三十八條 度量衡器ノ製作又ハ修理ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ...

第三十九條 度量衡器ノ製作又ハ修理ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ...

第四十條 度量衡器ノ製作又ハ修理ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ...

第四十一條 度量衡器ノ製作又ハ修理ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ...

第四十二條 度量衡器ノ製作又ハ修理ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ...

第四十三條 度量衡器ノ製作又ハ修理ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ...

シ又ハ工場ヲ新設シ若ハ其ノ位置ヲ變更シタルトキハ...

第二十八條 製作者、修理者又ハ販賣者ノ相續人ニシテ...

第二十九條 製作者、修理者又ハ販賣者ノ相續人ニシテ...

第三十條 製作者、修理者又ハ販賣者ノ相續人ニシテ...

第三十一條 製作者、修理者又ハ販賣者ノ相續人ニシテ...

第三十二條 製作者、修理者又ハ販賣者ノ相續人ニシテ...

第三十三條 製作者、修理者又ハ販賣者ノ相續人ニシテ...

第三十四條 製作者、修理者又ハ販賣者ノ相續人ニシテ...

第三十五條 製作者、修理者又ハ販賣者ノ相續人ニシテ...

第三十六條 製作者、修理者又ハ販賣者ノ相續人ニシテ...

第三十七條 製作者、修理者又ハ販賣者ノ相續人ニシテ...

第三十八條 製作者、修理者又ハ販賣者ノ相續人ニシテ...

第三十九條 製作者、修理者又ハ販賣者ノ相續人ニシテ...

第四十條 製作者、修理者又ハ販賣者ノ相續人ニシテ...

第四十一條 製作者、修理者又ハ販賣者ノ相續人ニシテ...

第四十二條 製作者、修理者又ハ販賣者ノ相續人ニシテ...

第四十三條 製作者、修理者又ハ販賣者ノ相續人ニシテ...

第四十四條 製作者、修理者又ハ販賣者ノ相續人ニシテ...

第四十五條 製作者、修理者又ハ販賣者ノ相續人ニシテ...

第四十六條 製作者、修理者又ハ販賣者ノ相續人ニシテ...

第四十七條 製作者、修理者又ハ販賣者ノ相續人ニシテ...

第四十八條 製作者、修理者又ハ販賣者ノ相續人ニシテ...

第四十九條 製作者、修理者又ハ販賣者ノ相續人ニシテ...

第五十條 製作者、修理者又ハ販賣者ノ相續人ニシテ...

第五十一條 製作者、修理者又ハ販賣者ノ相續人ニシテ...

第五十二條 製作者、修理者又ハ販賣者ノ相續人ニシテ...

第五十三條 製作者、修理者又ハ販賣者ノ相續人ニシテ...

第五十四條 製作者、修理者又ハ販賣者ノ相續人ニシテ...

第五十五條 製作者、修理者又ハ販賣者ノ相續人ニシテ...

第五十六條 製作者、修理者又ハ販賣者ノ相續人ニシテ...

第五十七條 製作者、修理者又ハ販賣者ノ相續人ニシテ...

第五十八條 製作者、修理者又ハ販賣者ノ相續人ニシテ...

第五十九條 製作者、修理者又ハ販賣者ノ相續人ニシテ...

第六十條 製作者、修理者又ハ販賣者ノ相續人ニシテ...

第六十一條 製作者、修理者又ハ販賣者ノ相續人ニシテ...

第六十二條 製作者、修理者又ハ販賣者ノ相續人ニシテ...

Table with 2 columns: 全長六十尺未満 and 全長六十尺以上. Rows list various measurement types and their corresponding tolerance ranges.

Table with 2 columns: 重量ノ公差 and 分. Rows list measurement types like 全量ノ公差 and 重量ノ公差 with their tolerance ranges.

Table with 2 columns: 秤 and 秤ノ公差. Rows list measurement types like 秤ノ公差 and 秤ノ公差 with their tolerance ranges.

Table with 2 columns: 秤 and 秤ノ公差. Rows list measurement types like 秤ノ公差 and 秤ノ公差 with their tolerance ranges.

Table with 2 columns: 重量 and 重量ノ公差. Rows list measurement types like 重量ノ公差 and 重量ノ公差 with their tolerance ranges.

Table with 2 columns: 秤 and 秤ノ公差. Rows list measurement types like 秤ノ公差 and 秤ノ公差 with their tolerance ranges.

Large table with multiple columns: 種類, 全長, 公差, 分, 長, 公差. Rows list various measurement types and their tolerance ranges.

Table with multiple columns: 種類, 重量, 公差, 重量, 公差. Rows list measurement types and their tolerance ranges.

五〇〇	ゲレイン	二	ボンド	二
四〇〇	ゲレイン	四	ボンド	四
三〇〇	ゲレイン	五	ボンド	五
二〇〇	ゲレイン	七	ボンド	七
一〇〇	ゲレイン	一〇	ボンド	八
五〇	ゲレイン	二〇	ボンド	一〇
二〇	ゲレイン	二八	ボンド	一五
一〇	ゲレイン	五〇	ボンド	二五
五	ゲレイン	五六	ボンド	三〇

第一號様式) 用紙美濃紙

重量ト掛量トノ比カ五分ノ一若ハ五分ノ一モ又ハ其ノ比カ之ト異ルモ	重量ト掛量トノ比カ五分ノ一又ハ五分ノ一モ又ハ其ノ比カ之ト異ルモ	重量ト掛量トノ比カ五分ノ一又ハ五分ノ一モ又ハ其ノ比カ之ト異ルモ
重量ト掛量トノ比カ五分ノ一若ハ五分ノ一モ又ハ其ノ比カ之ト異ルモ	重量ト掛量トノ比カ五分ノ一又ハ五分ノ一モ又ハ其ノ比カ之ト異ルモ	重量ト掛量トノ比カ五分ノ一又ハ五分ノ一モ又ハ其ノ比カ之ト異ルモ

自昭和何年何月 度量衡器販賣營業實況表 (小賣)

種別	販賣高	前年度	仕入數	販賣數	價格	格殘	高
直尺、鯨尺							
曲尺							
卷尺							
疊尺、鯨尺、縮尺							

計	秤	秤	秤	秤	秤	秤	秤	秤	秤	秤	秤	秤	秤	秤	秤	秤	秤	秤	秤	秤

備考 右營業實況御届仕候也 營業所 (住所) 度(量)(衡)器製作(販賣)者 氏名又ハ名稱

第二號様式) 用紙美濃紙 (注意) 度量衡器ノ輸入ヲ爲シタルトキハ其ノ輸入先及種類箇數ヲ備考トシテ記載スヘシ

自昭和何年何月 度量衡器修理營業實況表

種別	修理高	前年度	仕入數	修理數	價格	格殘	高
直尺、鯨尺							
曲尺							
卷尺							
疊尺、鯨尺、縮尺							

營業所 (住所) 度(量)(衡)器製作(販賣)者 氏名又ハ名稱

第三號様式) 關東長官宛 收入 印紙 度量衡器修理營業實況表

種類	全長	物質	目	盛	目盛	目盛	目盛	目盛	目盛	目盛	目盛	目盛	目盛	目盛	目盛	目盛	目盛	目盛	目盛	目盛
直尺又ハ何尺																				
竹鋼鐵																				
何尺又ハ何尺																				

第四號様式) 關東長官宛 收入 印紙 樹及化學用度量器

種類	全量	目	盛	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途
圓樽形																				
圓樽形																				
圓樽形																				
圓樽形																				

營業所 (住所) 度(量)(衡)器製作(販賣)者 氏名又ハ名稱

年月日 營業所(住所) 製作(修理)(販賣)者 氏名又ハ名稱

(注意) 一 目盛ノ備ニハ掛ニ在リテハ五分ノ一又ハ五分ノ一「センチメートル」以下ノ目盛アル玻璃製掛ニ限リ其ノ目盛及其ノ目盛アル部分ノ容量ニ限リ全量以下ノ目盛ノ數ヲ記載スヘシ

収入 衡器檢定請求書 貼附シタル収入印紙ノ額金何圓

Table with columns for 種類 (Type), 形状 (Shape), 重量 (Weight), 計 (Count), and 手数 (Hand count). It details various types of scales and their specifications.

Table with columns for 種類 (Type), 質掛 (Quality), 重量 (Weight), 計 (Count), and 手数 (Hand count). It details various types of scales and their specifications.

右檢定及請求候也 年月日 營業所(住所) 製作(修理)(販賣)者 氏名又ハ名稱

●度量衡器營業免許及檢定手數 料規則 一 度量衡器ノ製作ノ免許願 金二十圓 二 度量衡器ノ修理ノ免許願 金十圓 三 度量衡器ノ販賣ノ免許願 金五圓

Table with columns for 種類 (Type), 重量 (Weight), 計 (Count), and 手数 (Hand count). It details various types of scales and their specifications.

Table with columns for 種類 (Type), 重量 (Weight), 計 (Count), and 手数 (Hand count). It details various types of scales and their specifications.

Table with columns for 種類 (Type), 重量 (Weight), 計 (Count), and 手数 (Hand count). It details various types of scales and their specifications.

季報第一號

大正 年 第 季 自 至 月 職業紹介報告 職業紹介所

職 業	求 人 數		求 職 者 數		紹 介 狀 交 付 數		就 職 者 數		備 考
	男	女	男	女	男	女	男	女	
1. 製 鐵 業									
2. 鋼 鐵 業									
3. 鑄 造 業									
4. 鍛 造 業									
5. 鑄 造 業									
6. 鍛 造 業									
7. 鑄 造 業									
8. 鍛 造 業									
9. 鑄 造 業									
10. 鍛 造 業									
11. 鑄 造 業									
12. 鍛 造 業									
13. 鑄 造 業									
14. 鍛 造 業									
15. 鑄 造 業									
16. 鍛 造 業									
17. 鑄 造 業									
18. 鍛 造 業									
19. 鑄 造 業									
20. 鍛 造 業									
21. 鑄 造 業									
22. 鍛 造 業									
23. 鑄 造 業									
24. 鍛 造 業									
25. 鑄 造 業									
26. 鍛 造 業									
27. 鑄 造 業									
28. 鍛 造 業									
29. 鑄 造 業									
30. 鍛 造 業									
31. 鑄 造 業									
32. 鍛 造 業									
33. 鑄 造 業									
34. 鍛 造 業									
35. 鑄 造 業									
36. 鍛 造 業									
37. 鑄 造 業									
38. 鍛 造 業									
39. 鑄 造 業									
40. 鍛 造 業									
41. 鑄 造 業									
42. 鍛 造 業									
43. 鑄 造 業									
44. 鍛 造 業									
45. 鑄 造 業									
46. 鍛 造 業									
47. 鑄 造 業									
48. 鍛 造 業									
49. 鑄 造 業									
50. 鍛 造 業									
51. 鑄 造 業									
52. 鍛 造 業									
53. 鑄 造 業									
54. 鍛 造 業									
55. 鑄 造 業									
56. 鍛 造 業									
57. 鑄 造 業									
58. 鍛 造 業									
59. 鑄 造 業									
60. 鍛 造 業									
合 計									

注意 一、求職者數ハ求職者登録数を計上スルモノトス
 二、日傭労働者ノ紹介ハ本表ニ計上セザルモノトス

用紙 縦一尺三寸横九寸

月 報

大正 年 月 職業紹介報告 職業紹介所

職 業	求 人 數		求 職 者 數		紹 介 狀 交 付 數	就 職 者 數		備 考
	男	女	登 録 數	再 來 數		男	女	
1. 製 鐵 業								
2. 鋼 鐵 業								
3. 鑄 造 業								
4. 鍛 造 業								
5. 鑄 造 業								
6. 鍛 造 業								
7. 鑄 造 業								
8. 鍛 造 業								
9. 鑄 造 業								
10. 鍛 造 業								
11. 鑄 造 業								
12. 鍛 造 業								
13. 鑄 造 業								
14. 鍛 造 業								
15. 鑄 造 業								
16. 鍛 造 業								
17. 鑄 造 業								
18. 鍛 造 業								
19. 鑄 造 業								
20. 鍛 造 業								
21. 鑄 造 業								
22. 鍛 造 業								
23. 鑄 造 業								
24. 鍛 造 業								
25. 鑄 造 業								
26. 鍛 造 業								
27. 鑄 造 業								
28. 鍛 造 業								
29. 鑄 造 業								
30. 鍛 造 業								
31. 鑄 造 業								
32. 鍛 造 業								
33. 鑄 造 業								
34. 鍛 造 業								
35. 鑄 造 業								
36. 鍛 造 業								
37. 鑄 造 業								
38. 鍛 造 業								
39. 鑄 造 業								
40. 鍛 造 業								
41. 鑄 造 業								
42. 鍛 造 業								
43. 鑄 造 業								
44. 鍛 造 業								
45. 鑄 造 業								
46. 鍛 造 業								
47. 鑄 造 業								
48. 鍛 造 業								
49. 鑄 造 業								
50. 鍛 造 業								
51. 鑄 造 業								
52. 鍛 造 業								
53. 鑄 造 業								
54. 鍛 造 業								
55. 鑄 造 業								
56. 鍛 造 業								
57. 鑄 造 業								
58. 鍛 造 業								
59. 鑄 造 業								
60. 鍛 造 業								
合 計								

注意 一、求職者登録数ハ新ニ登録シタル求職者数を計上ス
 二、日傭労働者ノ紹介ハ本表ニ計上セザルモノトス

用紙 縦一尺三寸横九寸

(男) 季報第五號

職業紹介所

注意 男女別二様作成ノコト

大正 年 第 季 自 至 月 月 分 就 職 者 職 業 別 給 料 調		給 料										日 者 給 合 計	
職 業	給 料	日 給 者 數					月 給 者 數					計	計
		一 圓 未 滿	二 圓 未 滿	三 圓 未 滿	五 圓 未 滿	五 圓 以 上	五 圓 未 滿	五 圓 以 上 拾 圓 以 下	拾 圓 以 上 貳 拾 圓 以 下	貳 拾 圓 以 上 參 拾 圓 以 下	參 拾 圓 以 上 四 拾 圓 以 下		
一、工業及礦業	1. 製鐵												
二、土木建築	18. 大工												
	19. 左工												
三、商業	23. 小賣												
	24. 大賣												
四、農業	29. 農												
	30. 林												
六、通信運輸	37. 郵便												
	38. 電信												
七、戶內使	44. 掃除												
	45. 洗濯												
八、雜業	49. 官公												
	50. 教員												
合計													

用紙 縦一尺三寸横九寸

季報第二號

職業紹介所

大正 年 第 季 自 至 月 月 分 求 職 者 年 齡 調

年 齡	十二歲 未 滿	十二歲 以 上	十三歲 以 上	十四歲 以 上	十五歲 以 上	十六歲 以 上	十八歲 以 上	二十歲 以 上	二十五 歲 以 上	三十歲 以 上	四十歲 以 上	五十歲 以 上	計
	性 別												
男													
女													
計													
備 考													

用紙 縦六寸五分横九寸

季報第三號

職業紹介所

大正 年 第 季 自 至 月 月 分 求 職 者 教 育 程 度 調

教 育 程 度	性 別	高等學校 卒業	高等學校 中途退學	同上學校	中學校 高等女學校 卒業	中學校 中途退學	同上學校	中等程度	同上學校	高等小學校 同程度 卒業	高等小學校 中途退學	同上學校	尋常小學校 同程度 卒業	尋常小學校 中途退學	同上學校	多少 文字ヲ 解スル者	文字ヲ 解セザル者	計
男																		
女																		
計																		
備 考																		

用紙 縦六寸五分横九寸

季報第四號

職業紹介所

大正 年 第 季 自 至 月 月 分 求 職 者 本 籍 調

本 籍	男	女	計	本 籍	男	女	計	本 籍	男	女	計
北海道				滋賀				徳島			
東京都				岐阜				香川			
大阪府				長野				愛媛			
神奈川				宮城				高知			
兵庫				福島				福岡			
新潟				岩手				大分			
群馬				青森				佐賀			
千葉				山形				熊本			
茨城				秋田				鹿兒島			
栃木				石川				沖縄			
奈良				富山				臺灣			
三重				鳥取				朝鮮			
靜岡				岡山							
山梨				廣島				合計			
備 考											

用紙 縦六寸五分横九寸

職業介紹所

(女) 學報第五號

大正 年 第 季 自 至 月 月 分 就 職 者 職 業 別 給 料 調 査

職 業	給 料	日 給 者 數					月 給 者 數					計	日 給 月 給 計			
		一	二	三	四	五	未	五	拾	拾	拾			拾	拾	
一、工業及礦業	1. 製鐵 2. 煉鋼 3. 鑄造 4. 鍛造 5. 機械 6. 電機 7. 造船 8. 船舶修繕 9. 汽船修繕 10. 汽船運送 11. 汽船運送 12. 汽船運送 13. 汽船運送 14. 汽船運送 15. 汽船運送 16. 汽船運送 17. 汽船運送															
二、建築	1. 土木 2. 建築 3. 建築 4. 建築 5. 建築 6. 建築 7. 建築 8. 建築 9. 建築 10. 建築 11. 建築 12. 建築 13. 建築 14. 建築 15. 建築 16. 建築 17. 建築															
三、商業	1. 小賣 2. 大賣 3. 銀行 4. 銀行 5. 銀行 6. 銀行 7. 銀行 8. 銀行 9. 銀行 10. 銀行 11. 銀行 12. 銀行 13. 銀行 14. 銀行 15. 銀行 16. 銀行 17. 銀行															
四、農業	1. 農業 2. 農業 3. 農業 4. 農業 5. 農業 6. 農業 7. 農業 8. 農業 9. 農業 10. 農業 11. 農業 12. 農業 13. 農業 14. 農業 15. 農業 16. 農業 17. 農業															
五、運輸	1. 運輸 2. 運輸 3. 運輸 4. 運輸 5. 運輸 6. 運輸 7. 運輸 8. 運輸 9. 運輸 10. 運輸 11. 運輸 12. 運輸 13. 運輸 14. 運輸 15. 運輸 16. 運輸 17. 運輸															
六、通信運輸	1. 通信 2. 通信 3. 通信 4. 通信 5. 通信 6. 通信 7. 通信 8. 通信 9. 通信 10. 通信 11. 通信 12. 通信 13. 通信 14. 通信 15. 通信 16. 通信 17. 通信															
七、用内使	1. 用内 2. 用内 3. 用内 4. 用内 5. 用内 6. 用内 7. 用内 8. 用内 9. 用内 10. 用内 11. 用内 12. 用内 13. 用内 14. 用内 15. 用内 16. 用内 17. 用内															
八、雜	1. 雜 2. 雜 3. 雜 4. 雜 5. 雜 6. 雜 7. 雜 8. 雜 9. 雜 10. 雜 11. 雜 12. 雜 13. 雜 14. 雜 15. 雜 16. 雜 17. 雜															
合 計																

用紙 縦一尺三寸横九寸

職業紹介事務局又ハ職業紹介所紹介就職者汽車船賃割引證交付規程

大正十二年九月二十六日
 昭和三年第三二號(昭和四年第七九號)
 昭和三年第三二號(昭和四年第七九號)

職業紹介事務局又ハ職業紹介所紹介就職者汽車船賃割引證交付規程

第一條 職業紹介法ニ依リ職業紹介事務局又ハ職業紹介所ノ紹介ニ依リ就職ノ爲メ現在地ヨリ就職地ヘ旅行セムトスル者ニシテ左ノ各號ニ該當スルトキハ當該職業紹介事務局局長又ハ職業紹介所長ニ汽車船賃割引證ノ交付ヲ申請スルコトヲ得但シ小兒ハ此限ニ在ラス

一、紹介セラレタル職業ニ三月以上就職セムトスルトキ
 二、賃金又ハ俸給及之ニ準スヘキモノノ月収百圓未満ノトキ
 前項ノ割引證ノ交付申請ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得
 第二條 割引證ヲ携帶スル者ハ鐵道省所管鐵道汽船三等ノ限リ賃金ノ五割引ヲ以テ乗車船スルコトヲ得
 第三條 割引證、割引乘車船券及就職者旅行證明書ハ他人ニ讓渡シ又ハ他人ノ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第四條 割引證ハ發行ノ日ヨリ一箇月ヲ經過シタルトキハ其ノ效力ヲ失フ

第五條 割引乘車船券ヲ購入スル場合ハ鐵道係員ニ割引證ヲ提出スヘシ
 第六條 乘車船賃ノ割引ヲ受ケル者ハ職業紹介事務局局長又ハ職業紹介所長發行ノ就職者旅行證明書ヲ携帶シ何時ニテモ鐵道係員及職業紹介關係職員ノ請求アルトキハ之ヲ呈示スヘシ
 第七條 職業紹介關係職員ハ割引證及就職者旅行證明書ヲ記名人以外ノ者ニ於テ携帶セラルコトヲ發見シタルトキハ之ヲ沒收スルコトヲ得
 第八條 割引證及就職者旅行證明書ハ已ニ得サル事由ニ依リ滅失又ハ毀損シタル場合ノ外再ヒ之ヲ交付セス
 第九條 割引證及就職者旅行證明書ヲ滅失シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ遲滞無ク交付ヲ受ケタル職業紹介事務局又ハ職業紹介所ニ届出ツヘシ
 第十條 割引證及就職者旅行證明書ノ交付ヲ受ケタル者ハ必要無キニ至リタルトキハ遲滞無ク交付ヲ受ケタル職業紹介事務局又ハ職業紹介所ニ返納スヘシ
 第十一條 割引證就職者旅行證明書様式別表ニ依ル

附則

本規程ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

表 (別表)

就職者旅客運賃割引證

乘車船區間	至自
乘車人	詳詳
氏名	
年齢	
乘車船等級	三等五割

三 寸

表

就職者旅行證明書

本籍	何
年 月 日	生年月日 某
所在地	何
何職業紹介事務局局長又ハ何職業紹介所長氏名	何

二寸五分

大正 年 月 日

所在地 何職業紹介事務局局長又ハ何職業紹介所長何某

中央上部ニ中央職業紹介事務局ノ印ヲ押捺シテ

注意

- 一、本證ニ依リ運賃ノ割引ヲ受ケル者ハ所定ノ就職者旅行證明書ヲ携帶シ鐵道係員ノ請求アルトキハ何時ニテモ之ヲ呈示スヘキモノトス
- 二、本證ハ職業紹介事務局又ハ職業紹介所ノ紹介ニ依リ就職スル者(別ニ定ムルモノヲ除ク)ニ限リ使用シ得ルモノニシテ普通乘車船區間使用者ノ姓名年齢、發行日付ハ發行者之ヲ記入シテ交付スルモノトス
- 三、本證ハ記名人以外ノ者之ヲ使用スルコトヲ得サルモノトス
- 四、本證ニ依リ請求シタル割引乘車船券ハ他人ニ讓渡シ又ハ他人ノ之ヲ使用スルコトヲ得サルモノトス
- 五、本證ノ有効期間ハ發行ノ日ヨリ一箇月トス

5W35

裏

- 一、本證明書ハ他人ニ貸與シ又ハ譲渡スヘカラス
- 一、本證明書ハ乗車船中必ス之ヲ携帯シ鐵道係員ノ請求アリタルトキハ何時ニテモ之ヲ呈示スヘシ
- 一、本證明書ヲ亡失シタルトキハ直チニ發行者ニ届出スヘシ
- 一、本證明書ハ旅行ヲ終リタルトキハ直チニ發行者ニ返付スヘシ





